

地域と連携した郷土教育・キャリア教育推進事業 業務委託仕様書

1 業務名 地域と連携した郷土教育・キャリア教育推進事業業務委託

2 履行期間 契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

3 事業の目的

公立小中学校の児童生徒が、地域企業等で活躍する人から提案された答えのない問いに対して、地域を学びの場としながら、調査活動を行うなど、他者と協働しながら解決策を考え、その成果を企業等に提案するとともに、地域で活躍する経営者や職業人の在り方や生き方にふれることを通じて、郷土三重を担う人材を育成する。

4 業務内容

(1) コーディネート業務

郷土教育・キャリア教育にかかる学習において、実践校と企業等が連携して学習に取り組めるように、実践校等（市町等教育委員会及び県教育委員会を含む）が連携を希望する企業等と調整を行う。

※ 実践校は、公募をふまえ、県教育委員会が県内の小中学校から4校を指定するものとする。実施単位は学年または学級を基本とするが、各学校の児童生徒の状況により、学校単位での取組も可とする。小学校については第5学年、第6学年を想定する。実践校の小中の内訳は特に決まりはなく、公募状況による。連携する企業等は実践校1校につき1社（団体）を想定するが、1学級につき1社（団体）、1班につき1社（団体）等のケースも考えられる。

ア 実践校等が連携を希望する企業等との調整

- ・実践校等が連携を希望する企業等と連絡・調整を行い、学習への協力を依頼すること。
- ・連携する企業等が見つからない場合は、県雇用経済部及び、県教育委員会及び市町等教育委員会、及び実践校と連携し、学習対象としてふさわしい企業等を選定すること。
- ・実践校の教員や市町等教育委員会事業担当者（以下「市町担当者」という）、及び企業等担当者と連携し、学校側が学びたい内容と、企業等が学んでほしい内容等の調整を行うこと。
- ・実践校や企業等を訪問し、学習の進め方（課題提示、見学、調査、児童生徒からの提案等）について話し合い、助言等を行うこと。
- ・学習内容によって、実践校へ企業等の担当者を派遣すること。
- ・その他、具体的な支援にあたっては、県教育委員会と十分に協議すること。

(2) 教職員等研修業務

実践校の教職員や県及び市町担当者等を対象に、郷土教育・キャリア教育の進め方に係る研修会を開催する。

ア 研修内容

- ・実践校の教職員や県及び市町担当者が、郷土教育・キャリア教育を問題解決的に進める授業モデルについて学ぶ研修。

イ その他

- ・研修の方法は、対面またはオンラインとすること。
- ・郷土教育・キャリア教育に精通する講師を派遣すること。講師は受託者自ら務める方法及び、外部の人材に委託する方法が考えられる。
- ・開催回数については実践校の要望や実態を考慮し、県全体で3回程度とすること。
- ・実践校の教職員や県及び市町担当者が、本事業について共通認識をもって推進するため、夏季休業終了までに実施すること。

(3) 実践交流会での助言

県教育委員会主催の実践交流会に、郷土教育・キャリア教育を問題解決的に取り組む実践校への助言等。助言等については、外部の人材に委託する方法も考えられる。

ア 内容等

- ・実践校4校の児童生徒による発表について、郷土教育・キャリア教育を問題解決的に進める観点から、発表内容について助言等を行う。

(4) プロジェクトレポートの作成

本事業の成果等についてレポートを作成し、紙ベース及び電子データ（ワード・エクセル形式。写真等の場合はPDFも可。動画の場合はmp4形式）を保存したCD（DVD）-ROMを提出すること。

なお、レポートの内容は、以下に掲げるものを基本とし、必要に応じて別途県が指示するものとする。

- ・本事業の取組全体をまとめたもの

5 契約上限額

金4,150,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 旅費・報償費

当該契約において受託者が研修会講師等に旅費・報償費を支払う場合は、三重県教育委員会報償費支払基準を参考とすること。

7 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び補助員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び補助員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

8 特記事項等

- (1) 受託者は、業務執行に当たっては、総括責任者及び各業務行程別に責任者を定め、三重県に届出しなくてはならない。また、貸与する資料及び成果物等の管理に万全を期さなくてはならない。
- (2) 受託者は、貸与する各種資料については、紛失及び破損のないよう万全を期さなくてはならない。
- (3) 受託者は、貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納しなければならない。
- (4) 受託者は、業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより行程、納期に遅れる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (6) 受託者が（5）のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (7) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。
- (8) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県教育委員会に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度県と協議すること。